

e-Stand サイネージ利用規約

実施：令和8年4月1日（初版）

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

株式会社ネクストフィールド（以下「当社」といいます。）は、e-Stand サイネージ利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより e-Stand サイネージ（以下、サイネージ）を提供します。ただし、別段の合意（契約書類や取り決め等による特約がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります）。

第2条（本規約の変更）

当社は、法令の規定に従い、本規約（別紙を含みます）を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、電子メールその他の当社が適切と判断する方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ① 電子メールの送信
- ② 当社ウェブサイトへの掲示

第2章 サイネージの提供

第3条（提供区域）

当社は、サイネージを日本国内の契約者に提供します。

第3章 契約

第4条（契約の単位）

当社は、サイネージの設置場所または CMS 管理者ごとに、1 の当社からサイネージの提供を受けるための契約（以下、本契約）を締結します。

第5条（契約申込の方法）

契約者は、サイネージの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続きに従って当社に申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他申込の内容を特定するための事項

第6条（契約申込の承諾）

当社は、サイネージの利用の申込があった場合には、当社所定の審査を行い、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが具術上著しく困難なとき
- (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき
- (3) 虚偽の事項を申告したときまたは記入漏れがあったとき
- (4) 第37条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき
- (5) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

3 当社が、第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第7条（契約申込内容の変更）

契約者は、第5条（契約申込の方法）に定める事項の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第6条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第8条（権利の譲渡の禁止）

本契約に基づく当社からサイネージの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第9条（契約者の地位の承継）で定める場合を除き、当社からサイネージの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第9条（契約者の地位の承継）

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 本条第1項又は第3項の手続きがなされない期間においては、サイネージの提供を行わないことがあります。

第10条（契約者の氏名等の変更の届出）

契約者は、第5条（契約申込の方法）で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに

当社に当社所定の方法により申し出て頂きます。

2 前項に定める変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への請求書の郵送をもって、規定する事項の変更を当社が受領していない旨の通知を行ったものとみなします。

3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第11条（契約期間）

当社が契約者にサイネージを提供する期間（以下、契約期間）は、1ヵ月単位で本契約の締結時に定めるものとします。契約者が当社からサイネージを引受けた日を契約開始月とし、契約者が当社で定める期日までに当社に対して利用終了の旨を通知し、尚且つ当社が契約者からサイネージに関わる貸出物品を当社の指定する場所に返却を受けた日を契約終了月とします。

2 契約者が当社で定める期日までに当社に対して利用終了の旨を通知しない場合または契約者が当社で定める期日までにサイネージに関わる貸出物品を当社の指定する場所に返却しない場合は、本契約は1ヵ月毎に自動更新するものとします。

3 契約期間満了前に契約者が本契約を解約しようとする場合は、解約希望日の当社が定める日数前までに当社に対して解約の旨および解約希望日を通知し、尚且つ当社が契約者からサイネージに関わる貸出物品を当社の指定する場所に返却を受けた日をもって解約日とし契約終了月とします。

第4章 禁止行為

第12条（営業活動の禁止）

契約者は、当社の承諾がない限り、当社が提供するサイネージを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第13条（著作権等）

サイネージの提供において当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種アプリケーション、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、又は、対象機器を提供する上で、クラウドの使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1) 対象機器を利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 公序良俗に反する目的に使用しないこと。
- (5) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

3 契約者は、本サービスを利用し、他人の著作権その他の権利を侵害、公序良俗に反する等行為をしてはならないものとします。

第5章 利用中止等

第14条 (利用中止)

当社は、次の場合には、当社が提供するサイネージの利用を中止することがあります。

- (1) CMS 及びインターネット接続回線を当社に対して提供する者の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (2) 第16条 (利用の制限) の規定により、サイネージの提供を制限するとき。
- (3) その他、当社が提供するサイネージの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定によりサイネージの利用を中止するときは、当社が指定するウェブサイト等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6か月以内で当社が定める期間、当社が提供するサイネージの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (4) 第13条 (著作権等) 及び第40条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したとき。
- (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又はサイネージの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
- (6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (7) 当社が提供するサイネージの動作保証外の使い方を行い、かつ当社からの改善要望に対して利用方法の改善を実施しないとき。
- (8) 当社に損害を与えたとき。

2 当社は、前項の規定によりサイネージの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、当社から提供するサイネージの利用を制限することがあります。

第17条 (提供の終了)

当社は、サイネージを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、当社からのサイネ

ージの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社がサイネージの提供を終了し、サイネージの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するウェブサイト等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、サイネージの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の契約終了月とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 18 条 (当社による契約解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。また、本条第 3 号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- (1) 第 15 条 (利用停止) の規定により当社が提供するサイネージの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 第 17 条 (提供の終了) 第 1 項に定めるとき。
- (3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第 6 章 料金等

第 19 条 (料金)

当社が提供するサイネージの料金は、種別、契約期間により、当社が別途定めるところによります。

第 20 条 (料金の支払義務)

契約者は、当社との契約に基づいて、契約毎に当社が別途定める料金を当社が定める期日までに、当社が指定する銀行口座への振り込みにて支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

3 前 2 項の規定によるほか、契約者は、契約者の責めによらない理由や当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が継続して 1 か月以上生じた場合を除き、その期間中の月額料金の支払いを要します。

4 当社は、契約者により支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 21 条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当

額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第22条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第23条 (料金計算方法等)

当社は、契約者がその契約に基づき支払う別途に定める料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

4 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合を除き、支払いを要する料金(当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

第24条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第25条 (消費税相当額の加算)

第21条(利用料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により別途定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第26条 (料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するウェブサイト等により、その旨周知を行います。

第27条 (サイネージ等の引き渡し・返還の費用負担)

当社が提供するサイネージに関わる貸出物品の引き渡し、及び返還に係わる輸送費等の諸費用は、契約者の負担とします。

第7章 損害賠償

第28条（責任の制限）

当社は、サイネージを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、サイネージが全く利用できない状態にあることを当社が知った日の翌日から1ヵ月以上その状態が連続したときに限り、当社が提供するサイネージの1ヵ月分の月額料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。

2 当社は、サイネージの提供に伴い当社の不法行為があったことによって契約者に損害が生じた場合、当社が提供するサイネージの1ヵ月分の月額料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 契約者がサイネージの利用により第三者に対して与えた損害
- (2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
- (4) 逸失利益、事業機会の損失等の間接的な損害
- (5) 第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

第29条（免責事項）

当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2 当社は、サイネージの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

3 当社によるサイネージの提供は、サイネージの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるサイネージを提供するメーカーを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。

5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業に伴い生じる契約者の損害について、第28条（責任の制限）に規定する場合を除き責任を負いません。

6 契約者が当社から提供するサイネージの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決するものとします。

7 当社は、第14条（利用中止）、第15条（利用停止）、第16条（利用の制限）、第17条（提供の終了）の規定により当社から提供するサイネージの利用中止、利用停止、利用の制限並びにサイネージ提供の終了に伴い生じる契約者又は第三者の損害について、責任を負いません。

8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、当社は責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）

9 当社は、サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、各装置に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみ

なし、当社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。

10 当社は、当社が提供するサイネージを契約者が利用するにあたり蓄積される契約者のデータが滅失、毀損、漏洩、その他利用されたことにより発生する損害について、一切の責任を負いません

11 ネットワークの混雑状況により、当社が提供するサイネージの通信が遅くなる、または接続しづらくなることがあります。ネットワークの安定運用のため、ご利用が集中している時間帯に特定エリアで通信が遅くなる(たとえば動画視聴ではご利用の通信環境により画質が低下する)ことがあります。

12 当社が提供するサイネージは、携帯電話事業者が提供する携帯電話事業者の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他携帯電話事業者の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。また、ネットワークの混雑状況により、当社が提供するサイネージの通信速度が遅くなる、または接続しづらくなる場合があります。当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について、一切の責任を負いません。その他、本サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

13 ご契約のご利用上限を上回るデータ利用量が発生した場合は、データ通信の速度が制限されます。当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

第8章 個人情報取扱

第30条 (個人情報の取扱)

契約者は、当社、当社の委託によりサイネージに関する業務を行う者(以下「委託会社」といいます。)が、サイネージの提供のため、提供の過程において契約者名、住所、電話番号、メールアドレス、等の各装置に設定する情報(以下「個人情報」といいます。)を知り得ることについて、同意していただきます。

2 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報は、当社が別に定める「個人情報の取り扱いについて」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

3 当社は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が当社から提供するサイネージを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。

- (1) 当社によるサイネージの提供
- (2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング
- (3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング
- (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
- (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
- (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
- (7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内

4 当社は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。

- (1) 契約者からの要請にもとづく、サポート業務

(2) 当社が提供するサイネージの品質、機能改善のための情報分析

5 契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

6 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

第9章 保守

第31条（契約者の維持責任）

契約者は、自己の責任において、サイネージを利用するために必要なサポート対象機器、インターネット接続回線、その他の設備を当社の定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

第32条（契約者の切分責任）

契約者は、サイネージを利用することができなくなったときは、本サービスを利用する自営端末設備に故障のないことを確認の上、当社に故障の連絡をしていただきます。

第10章 雑則

第33条（サイネージ等の滅失・毀損）

契約者の責に帰すべき事由により当社が提供するサイネージに関わる貸出物品を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む。以下同じ）、または毀損（所有権の制限を含む。以下同じ）した場合には、契約者は当社に対し代替品（新品）の購入代金相当額（新規調達に必要となる事務手数料等を含む）または修理代金相当額を損害賠償金として支払います。

2 天災・火災・偶発的な事故等を含む当社の責めに帰すべからざる事由による当社が提供するサイネージに関わる貸出物品の滅失、毀損または盗難等による物品の返還不能については、契約者の負担により修理、取り換えを行うものとします。

第34条（サイネージ等の引渡し）

当社は、契約者に対し、当社から提供するサイネージに関わる貸出物品を契約者が指定する場所において引き渡すものとします。

2 契約者は、当社からサイネージに関わる貸出物品の引渡しを受けた後、直ちに貸出物品の正常等を検査するものとします。

3 前項の検査の結果、当社が提供するサイネージに関わる貸出物品が仕様との相違等契約に適合しないものであった場合には、契約者は、引き渡しを受けてから7日以内に当社に通知することとします。

4 前項の通知がない場合、当社が提供するサイネージに関わる貸出物品は完全な状態で引渡されたものとします。

第35条（サイネージ等の返還）

本契約の解除、解約その他の理由により本契約が終了した場合、契約者は当社に対し、直ちに当社が提供するサイネージに関わる貸出物品を当社の指定する場所に返還するものとします。

2 契約者が利用期間中の当社が提供するサイネージに記録した一切のデータについては、消去の上返

還するものとします。返還後のデータに関して当社はその責を負わないものとします。

第 36 条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 37 条 (利用に係る契約者の義務)

契約者は、当社が提供するサイネージの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によってはサイネージが提供できない場合があります。

- (1) 契約者自身によるサイネージの利用の要請であること。
- (2) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (3) 当社が提供するサイネージを違法な目的で利用しないこと。
- (4) 当社が提供するサイネージによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (5) 第三者になりすまして当社が提供するサイネージを利用する行為をしないこと。
- (6) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (7) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと
- (8) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (9) 当社が提供するサイネージ及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (10) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (11) 対象機器を利用するための ID、パスワード等の適正な管理に努めること。
- (12) 契約者は、当社が提供するサイネージ及び SIM カードを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (13) 契約者は、当社が提供するサイネージを善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (14) 契約者は、当社が提供するサイネージに故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- (15) 契約者は、本サービスを利用するにあたり、必要に応じて個人情報保護法を参照し、適切に対応すること。当社が提供するサイネージに、新たな装置・部品・付属品等を付着しないこと、または既に付着しているものを取り外さないこと
- (16) 当社が提供するサイネージの改造、あるいは性能・機能の変更をしないこと
- (17) 当社が提供するサイネージを当初納入した場所より、他へ移動させないこと

- (18) 当社が提供するサイネージから SIM カードを抜去し、別の通信端末で利用しないこと
- (19) 当社が提供するサイネージに挿入されている SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更又は消去しないこと。
- (20) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 契約者が、サポートの提供を受ける場合は、本条第 1 項に定める条件に加え、ヘルプデスク代行トラブルサポートの提供のために、CMS の ID 及びパスワードを当社に提供し、当社がそれを使用することを承諾していただきます。
- 3 契約者は、前項の規定に違反して当社の提供する電気通信設備等を毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 4 契約者は、以下に定めるいずれかに該当する場合には、その旨を当社に速やかに連絡すると同時に書面でも通知していただきます。
 - (1) 契約期間中のサイネージ等について、盗難・滅失あるいは毀損が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき
 - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき
 - (5) 契約期間中のサイネージ等につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき

第 38 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社からのサイネージの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) 表示端末等に重要な情報がある場合における本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) 表示端末等に機密情報がある場合について、当社からのサイネージの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、当社からのサイネージの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第 39 条（機器設置場所の提供等）

契約者は、自己の責任において、当社が提供するサイネージを利用するために必要なサポート対象機器、インターネット回線、電源、その他の設備およびサイネージを設置するために必要な場所、ご利用環境等を用意していただきます。

2 契約者は、自己の責任において、当社が提供するサイネージを利用するために必要なサポート対象機器、インターネット回線、その他の設備を保持、管理し、必要なその他のサービスを利用するものとしてします。

3 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット接続回線その他の設備及びサービスの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第 40 条 (除外事項)

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、当社からのサイネージの提供を行わないことがあります。

- (1) 第 37 条 (利用に係る契約者の義務) のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、第 38 条 (契約者の当社に対する協力事項) のいずれかの項目の協力を行わず、当社からのサイネージの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

第 41 条 (法令に規定する事項)

当社からのサイネージの提供又は利用にあたり法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 42 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 43 条 (紛争の解決)

本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 44 条 (反社会的勢力の排除)

契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員 (取締役、執行役又は監査役が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号)、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号)、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 (以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。) であること。
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第 1 項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為 ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為。

(3) 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

附 則

第 1 条 本規約は、2026 年 4 月 1 日から実施します。